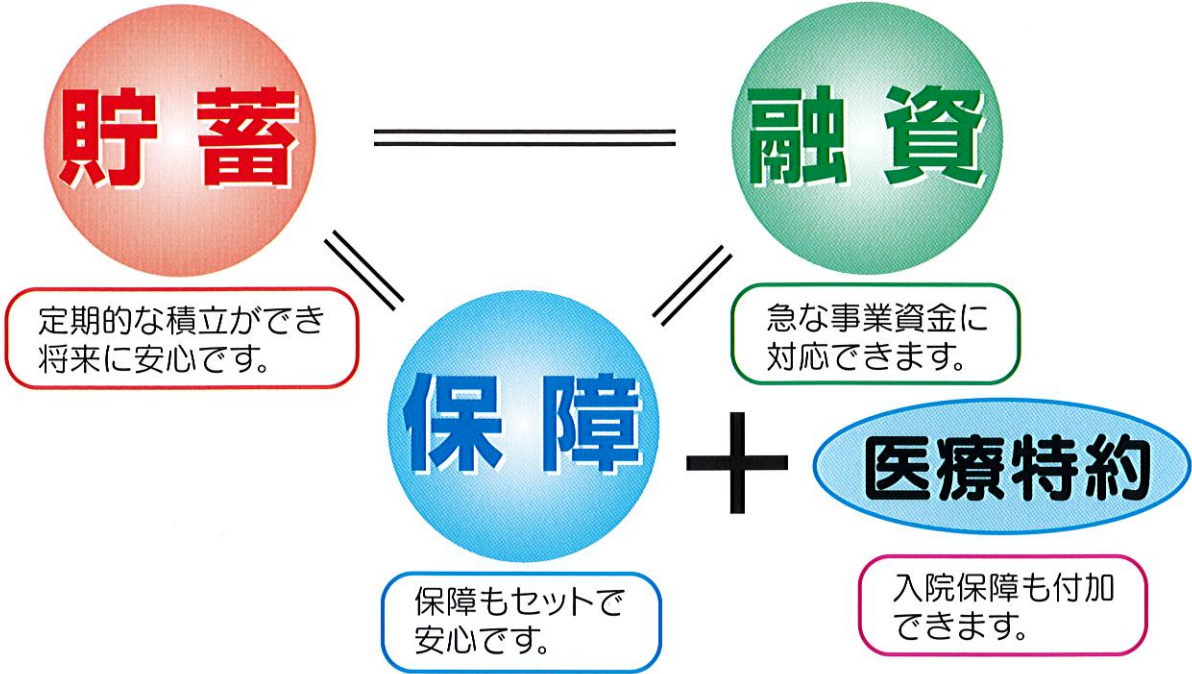


商工貯蓄共済

事業の安定のための「商工会会員限定の制度」です

※商工貯蓄共済制度は国から認可を受けた商工会会員のための制度です。



商工貯蓄共済は2階建て

万一の時は保障部分とあわせて積立金部分をお支払いいたします。

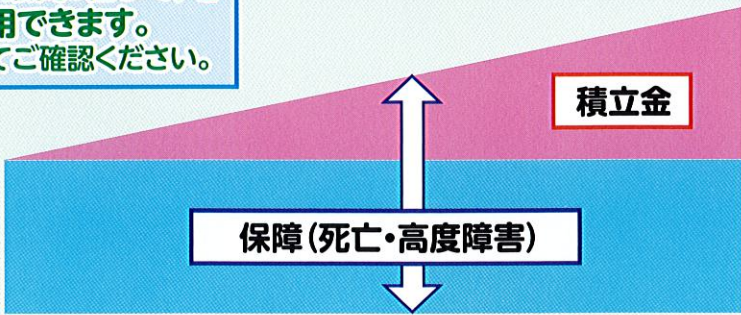
事業資金(積立金の最高5倍まで)等の融資制度もご利用できます。
※裏面「融資」についてご確認ください。

急な資金が必要な時は積立部分をお使い頂けます。
※中途解約となります。

※詳細は個別のご提案書でご確認ください。



※【満期金】
積立金+利息に
配当金が付加されて
お受け取り頂けます。



加入資格

【加入者】(契約者)
商工会の会員およびその家族・従業員

【被共済者】(保障の対象となる人)
加入者およびおおよそその家族で6才~70才までの健康な方

加入期間

10年または5年
※ただし5年満期は(66才~70才の被共済者限定)

掛金

1口 2,000円(月払い)
※掛金には経費(制度運営費)・保険料を含みます。

加入モデル

モデルA 保障重視
モデルB 積立重視
モデルC 短期型

加入限度口数

6才~14才 10口
15才~46才 30口
47才~70才 50口
※詳細は別紙をご確認ください。

加入手続き

加入にあたっては商工会職員にお尋ねください。

注意事項

・加入にあたっては告知、または医師による診査が必要です。
(健康状態によってはご加入頂けない場合があります。)
・掛金の滞納が6カ月以上あった場合、契約が除斥となる場合があります。

保障

低廉な保険料で確かな安心 (入院保障も付加できます)

集団保険料率を使用して割安な保険料です、配当金もあります

保障内容

被保険者の死亡・高度障害時に所定の保険金額をお支払いいたします。
※死亡・高度障害保険金と合わせて貯蓄部分の積立金も合わせてお支払いいたします。

保険金額

1口あたりの保険金額 (モデルA加入の場合)
(100万円) 6才~46才
(50万円) 47才~54才
(25万円) 55才~65才

保険金額は加入モデルにより異なります。
※詳細は別表またはご提案書でご確認ください。

告知・診査

・加入にあたっては健康状態の告知が必要です。
・年齢、口数により医師の診査が必要となる場合があります。
※告知内容により加入できない場合があります。

保険契約の発効および失効

原則、保障の開始は連合会申込書到着日の翌月1日となります。
※到着日締切は毎月25日です。
※6カ月以上掛金の滞納がある場合、除斥(契約の失効)となる事があります。

解約返戻金・配当金

・保障部分には満期金はありません。
・中途解約の場合、年齢・加入年数等に応じて解約返戻金が支払われる場合があります。
・配当金は契約2年目から支払われます。
※配当金は毎年積み立てられ、満期・解約時にお支払いいたします。

保険の継続および他保険加入

・満期更新にあたっては告知・診査はありません。
(ご病氣中でも継続が可能です。)
・満期更新ができない年齢到来以降についても所定の規定内であれば保障の継続が可能です。
※ただし特別条件付き契約を除きます。

リビングニーズ特約

・医師より余命6カ月と診断された場合に保険金の請求が可能です。
・保険金が支払われる場合は貯蓄部分の積立金も合わせてお支払いいたします。

ご契約にあたって

ご契約にあたっては別紙の集団扱い定期保険約款および申込書記載の重要説明書をご確認ください。

委託保険会社

本制度の保険はジブラルタ生命保険(株)に委託しております。

貯蓄(積立金)

将来の資金づくりに最適(知らず知らずに貯まります)

事業資金・お子様の学資・従業員の退職金のご準備に
老後資金のご準備に

積立金および利息

・掛金の大部分が貯蓄(積立金)になります。
※毎月の掛金から年払い保険料と年間経費(制度運営費)を差し引いた金額が積立金になります。
・積立金は預託金融機関の優遇金利で運用されています。
・積立利息は満期時・解約時に積立金と合わせてお支払いいたします。

満期時・解約時のお支払い

満期時・解約時には貯蓄積立金(元利合計)と保障部分の配当金を合わせてお支払いいたします。

死亡時等のお支払い

1. 被保険者の死亡・高度障害・リビングニーズの場合、保険金受取人に保険金および配当金をお支払いいたします。
2. 加入者(契約者)へ貯蓄積立金(元利合計)をお支払いいたします。
※1・2が同一人の場合、合わせてお支払いいたします。

積立金取扱い金融機関

(株)山口銀行・(株)西京銀行

税務上の取り扱い

税務上の優遇措置があります

制度運営費(経費手数料部分)・保険料は税務上の優遇措置があります。

※制度運営費(経費手数料)部分、保険料部分は下記の扱いにより税務処理をします。

法人企業が掛金を支払う場合

被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	損金(保険料)
役員・従業員	法人	損金(福利厚生費)
役員のみ	親族	役員報酬
役員・従業員	親族	損金(福利厚生費)

個人事業主が掛金を支払う場合

被保険者	受取人	取り扱い
事業主	親族	家事費
専従者のみ	親族	家事費
専従者・従業員	事業主	必要経費
従業員	事業主	必要経費
従業員	親族	必要経費

※個人事業主が加入者の場合の家事費となる保険料または、個人が加入者の場合の保険料は生命保険料控除の対象となります。

融 資

【資金が必要な時に】経営をサポートします

※融資についてのご相談は最寄りの商工会へお問合せください。

事業資金

融資対象

1. 本制度に加入後6ヵ月以上経過し、所定の掛金を遅滞なく払込んでいる事業主
2. 山口県信用保証協会の保証が得られる方
※モデルC加入者の新規融資は不可(融資継続は可)

融資限度

共済加入経過年数	融資限度
6ヵ月	1口に対し 10万円
1年以上	1口に対し 20万円
2年以上	積立金の5倍または 1口に対し20万円

※融資残高が1000万円以上の場合、積立金の3倍まで
※最高1500万円(設備資金は見積書が必要です。)

融資利率

借入時の融資利率は商工会へお問い合わせください。

消費資金

融資対象

- ・本制度に加入後6ヵ月以上経過し、所定の掛金を遅滞なく払込んでいる商工会会員およびその関係者(従業員等を含みます。)
- ・20才以上で完済時73才までの方
- ・前年の年収が150万円以上の方
- ・山口銀行が業務提携する保証会社の保証が得られる方
※モデルCの新規融資は不可

融資限度

加入1口に対して30万円 または積立金の5倍	資金内容	融資限度額
	消費資金	300万円
	住宅関連資金	500万円

※住宅関連資金200万円以上は見積書が必要です。
※新築・土地購入資金は融資対象になりません。

融資利率

・事業資金金利 +2%

融資期間

借入金額	融資期間
200万円以内	5年
201~300万円以内	7年
301~500万円以内	10年

融資方法

原則として元利均等返済ですが、ボーナス時の増額返済も可能です。

保証人

借入申出人	保証人
従業員	1名以上(事業主またはその家族)
住宅関連資金	1名以上(生計を別とする人)

上記によらない場合、商工会へご相談ください。

【その他】 必要書類

1. 健康保険証(写)、運転免許証(写)、住民票のいずれか
2. 源泉徴収票または所得証明書
ただし、法人の役員は納税証明書または確定申告書(写)
3. 建物の謄本(住宅関連資金の場合)
4. 印鑑証明書(融資を受ける際、山口銀行へ提出)

融資期間

資金内容	借入金額	融資期間
運転資金	—	5年以内
設備資金	500万円未満	7年以内
	500万円以上	10年以内

※運転資金について、特に連合会長が必要と認めた場合7年以内可能です。

返済方法

原則として分割返済ですが特別の場合は一括返済できます。

保証人

個人:不要です。
法人:原則として、代表者の保証が必要です。

保証料等

山口県信用保証協会の所定の保証料が必要となります。

加入者カードローン マイカード商工貯蓄共済

契約対象

- ・本制度に2口以上加入し、所定の掛金を遅滞なく払い込んでいる商工会会員およびその関係者(従業員等を含みます。)
- ・20才以上で70才までの方
- ・原則、前年の年収が150万円以上の方
- ・山口銀行が業務提携する保証会社の保証が得られる方
※モデルCの新規融資は不可

融資期限

加入口数	融資限度額
2~4口	50万円
5口以上	100万円

融資利率

長期プライムレート+2%

返済方法

随時返済

保証人

不要

カード

商工貯蓄共済専用カードを発行致します。

【その他】 必要書類

1. 健康保険証(写)、運転免許証(写)、住民票のいずれか
2. 源泉徴収票、所得証明書、確定申告書(写)のいずれか
3. 印鑑証明書(申込書に添付し山口銀行へ提出)

融資取り扱い金融機関

(株)山口銀行 本・支店

お問合せ先

現在の融資利率等は最寄りの商工会へお問合せください。